

水道だより

私たちの暮らしの中の水道 vol.15

令和4年3月1日発行

上下水道管理課

237-5811 FAX 237-5819

身边にある水道について知っていただくために、水道事業の現状・課題や経営状況をシリーズでお伝えしています。今回は4月1日からの水道料金の改定と今後の事業について見ていきます。

4月1日から水道料金を改定します

津市の水道料金は、平成20年以降、実質的な改定を行わずに現行の料金体系を維持してきましたが、水道管の老朽化対策や施設の更新・耐震化等に必要な費用を賄うなど、将来に向けて安全な水道水の供給を安定的に行うため、4月1日から水道料金を改定させていただくことになりました。

基本料金(1ヶ月につき)

メーターの口径	現 行	改定後
13mm	528円	671円
20mm	1,045円	1,331円
25mm	1,716円	2,189円
30mm	3,300円	4,224円
40mm	6,160円	7,887円
50mm	9,680円	1万2,397円
75mm	2万1,780円	2万7,885円
100mm	4万6,090円	5万9,004円
150mm	11万2,200円	14万3,616円
200mm	19万9,210円	25万4,991円
250mm	31万2,400円	39万9,872円

水道料金は、使用水量に関係なく必要な基本料金と使った水の量に応じた従量料金の合計で、改定後の料金は以下のとおりです。

今後もより一層、経営努力を行いながら、安全・安心な水道水の安定供給に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

従量料金(1m³につき)

使用水量	現 行	改定後
1m ³ 以上10m ³ 以下	66円	83.6円
11m ³ 以上20m ³ 以下	121円	154円
21m ³ 以上30m ³ 以下	203.5円	260.7円
31m ³ 以上40m ³ 以下	220円	281.6円
41m ³ 以上60m ³ 以下	231円	295.9円
61m ³ 以上200m ³ 以下	247.5円	316.8円
201m ³ 以上	253円	324.5円
一時用	489.5円	627円

計画的な管路の更新・耐震化

 料金改定で私たちの負担は増えるけど、どんなことをしてもらえるの？

 津市の水道には約90年の歴史があるから、多くの老朽している施設があるんだ。これらの更新や災害に強い設備にするための耐震化を、第2次津市水道事業基本計画(計画期間は平成30年度～令和9年度)に沿って進めていくよ。そのために皆さんに負担増をお願いしたんだよ。まずは管路の更新について見てみよう。



水道管路の耐震化

基幹管路の耐震化率

22.6%(平成29年度) → 6.9%増 29.5%(令和9年度)

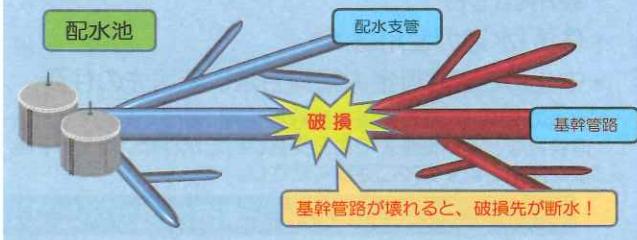
平成30年度～令和9年度に13kmを施工予定

基幹管路以外の耐震化率

67.0%(平成29年度) → 4.4%増 71.4%(令和9年度)

平成30年度～令和9年度に98kmを施工予定

※基幹管路とは、人間の体で例えると太い血管の役割を果たしている重要な管路です。



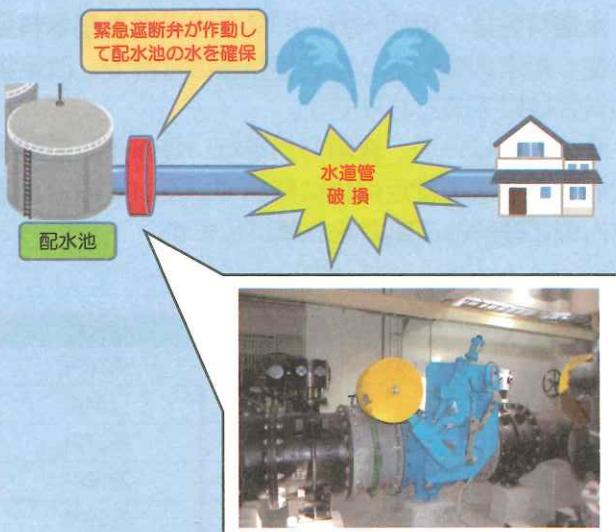
計画的な施設の更新など

次に配水池などの災害対策の一つである緊急遮断弁の設置について見てみよう。

緊急遮断弁の設置

29カ所(平成29年度) → 45カ所(令和9年度)

平成30年度～令和9年度に16カ所の設置を予定



※緊急遮断弁とは、地震などにより水道管が折れて配水池から流れる水の量が急激に増えたことを察知して自動的に閉じる弁のことです。これにより、非常時の生活用水が確保されます。

緊急遮断弁があれば水道管が破損しても大切な水が確保されるんだね。

これらの他にも、浄水場や配水池の耐震化や電気設備の大規模な更新などを行なうんだよ。

浄水場・配水池の耐震化

久居別所浄水場や河辺配水池などの耐震補強工事を実施

浄水場の電気設備の更新

片田浄水場や高茶屋浄水場の運転制御等を担う電気設備の更新を実施



水道料金の改定によって、計画どおりに事業が進められることで、災害に強くなったり、古くなった設備を更新したりできるから、安全・安心な水道が維持されるんだね。

今の計画は令和9年度までだけど、これからも適切な時期に更新をしながら50年先、100年先の世代の人たちにも安心して利用できる水道を維持していく必要があるね。次回は、令和4年度にどんな事業が進められるか見ていく。

今の水道を維持することはもちろん、50年先、100年先の世代まで安定して水道水を届け続けるのは、今を生きる私たちの責任です。

水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、引っ越しの2・3日前までに津市水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

※祝・休日を除く

必要事項

- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

水道料金・下水道使用料の お支払いは便利な「口座振替」を

手続に必要なもの

- 通帳など口座番号の分かるもの
- 印鑑(金融機関届け出印)
- 水栓番号の分かるもの(「納入通知書」や「ご使用水量のお知らせ」など)

申し込み 市内の取扱金融機関または郵便局へ



問い合わせ 津市水道サービスセンター ☎237-5821 FAX239-0512